



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセス FSA 第 101 号 (2011 年 11 月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議
で挨拶をする自見大臣
(10月17日)

目次

【フォトギャラリー】

- 自見金融担当大臣の欧州出張について…………… 2
- 自見金融担当大臣の岩手県出張について…………… 3

【東日本大震災関連情報について】…………… 3

【トピックス】

- 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について…………… 4
- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について
(期間：平成 23 年 7 月 1 日～9 月 30 日)…………… 4

【お知らせ】…………… 7

【金融ここが聞きたい!】…………… 11

【10月の報道発表】…………… 12

【10月のアクセス数の多いページ】…………… 13

【フォトギャラリー】

自見金融担当大臣の欧州出張について

自見金融担当大臣は、10月3日（月）から10月8日（土）までの6日間の日程で、ドイツ・フランス・イギリスの欧州3カ国に出張しました。

ドイツでは、ベルナルディーノ欧州保険年金監督機構（EIOPA）会長、ラウテンシュレイガードイツ連銀副総裁らと面談を行いました。

フランスでは、ハース国家会計基準庁長官と面談を行いました（写真上）。

また、イギリスでは、ターナーUKFS A（英国金融サービス機構）会長、キングイングランド銀行総裁、ホバーン財務省金融担当閣外大臣（写真下）等と面談を行いました。



仏・ハース国家会計基準庁長官（左）との
面談にて



英・ホバーン財務省金融担当閣外大臣（右）との
面談にて

自見金融担当大臣の岩手県出張について

自見金融担当大臣は、10月18日（火）から10月19日（水）までの2日間の日程で、東日本大震災の被災地の実情把握、及び金融機関との意見交換等を行うために、岩手県を訪問しました。（以下写真）



被災地の金融機関との意見交換会で挨拶をする自見大臣



被災地の企業を視察する自見大臣（中央）

「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL:http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

【トピックス】

「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について

東日本大震災の被災者が返済能力を超えない範囲で貸金業者から借入れを行う場合の手続面での特例を定めた時限措置の期限を平成23年10月末から平成24年3月末まで延長しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について（10月28日）](#)にアクセスしてください。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について (期間：平成23年7月1日～9月30日)

金融サービス利用者相談室（以下「相談室」）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成23年7月1日から9月30日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成23年7月1日から9月30日までの間に、10,121件の相談等（詳細については、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成23年10月31日）をご参照ください。）が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均161件となっており、23年4月1日から6月30日までの間（以下「前期」）の実績（174件）と比べるとやや減少しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数2,999件（30%）、保険商品等に関する相談等の受付件数2,270件（22%）、投資商品等に関する相談等の受付件数3,539件（35%）、貸金等に関する相談等の受付件数958件（9%）、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数355件（4%）となっています。
3. 分野別の特徴等について
 - (1) 預金・融資等については、個別取引・契約の結果の相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少しています。
 - (2) 保険商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少となっています。
 - (3) 投資商品等については、投資信託やFX（外国為替証拠金）関連の個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことから、前期に比べてやや増加しています。
 - (4) 貸金等については、法令・ガイドラインの解釈等、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、前期に比べてやや減少しています。
4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関に対する検査におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態度に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関による広告等の不適正な表示に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (4) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (7) 保険会社の不払い等（付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品に係る保険金の不払い等）に関するもの

- (8) 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、名義借り、保険料の立替等）に関するもの
- (9) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反等）に関するもの
- (10) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
- (11) システム障害に関するもの
- (12) 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為に関するもの
- (13) 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの
- (14) 無登録営業に関するもの
- (15) 金融商品取引業者の不適正行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない、無断売買、高齢者に対する勧誘等）に関するもの
- (16) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (17) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関わるもの

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・ 監督において行った 198 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・ 金融庁が着手した 20 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 20 口座の情報提供を行っています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますのでご参照ください。

(1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」
- 「本人確認に関する相談等」
- 「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」
- 「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」
- 「特約付定期預金等に関する相談等」
- 「融資に関する相談等」

(2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「保険内容の顧客説明に関する相談等」
- 「告知義務に関する相談等」
- 「保険契約に関する相談等」
- 「保険金の支払に関する相談等」
- 「少額短期保険業者に関する相談等」
- 「保険契約者の保護に関する相談等」

(3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等

- 「金融商品の購入に関する相談等」
- 「投資信託の購入に関する相談等」
- 「外国為替証拠金取引に関する相談等」
- 「未公開株式の取引に関する相談等」
- 「自社発行未公開株に関する相談等」
- 「ファンドに関する相談等」
- 「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」
- 「金融商品取引業の登録に関する相談等」
- 「株券の電子化に関する相談等」
- 「投資者保護制度に関する相談等」
- 「社債に関する相談等」

- (4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等
- 「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」
 - 「強引な取立てに関する相談等」
 - 「取引履歴の開示に関する相談等」
 - 「返済条件の変更に関する相談等」
 - 「金利引下げに関する相談等」
 - 「総量規制に関する相談等」
 - 「都道府県登録業者に関する相談等」
 - 「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

金融庁金融サービス利用者相談室

(0570-016811 (ナビダイヤル)、IP 電話・PHS からは 03-5251-6811)

証券取引等監視委員会の情報受付窓口

(03-3581-9909)

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（「一般のみなさんへ」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

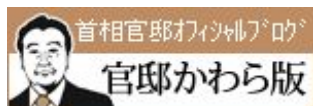
※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 23 年 7 月 1 日～9 月 30 日）（10 月 31 日）](#)にアクセスしてください。

【お知らせ】

○「官邸かわら版」の活用について

内閣広報室では、9月12日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」 URL : <http://kwaraban.kantei.go.jp/>

○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関らないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関
らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めし
ます。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けております。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：デクシアの破綻が日本の金融市場に具体的にどのような影響を与えるとご覧になっていますでしょうか。

- A. デクシアが、破綻したわけでございますけれども、今般のデクシア銀行に対する支援が日本の金融機関に与える影響については、支援の詳細はまだ明らかになっていないことから、コメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論として申せば、このような金融機関に対する公的な支援は、当該金融機関の財政の健全性や信用力を回復させるとともに、金融市場に一定の安心感を与えるものであることから、取引当事者、市場参加者としての我が国金融機関にとっても望ましいことだと認識しております。

いずれにいたしましても、当庁としては、今、日本には支店がないという話をさせていただきましたが、そうは申しましても当該銀行をめぐる今後の動向、我が国の金融機関に不測の影響を与えることがないように、高い緊張感を持って注視してまいりたいと思っております。デクシア銀行というのは地方公共団体に融資することによりかなり特化した銀行だと聞いておまして、昔、日本にも自治省に地方に特化した公的な金融機関、公営企業金融公庫がありました。あんなものが民営化したという話も聞いておまして、一般の商業銀行とは少し色彩が違わないかというような話も、実は向こうでも聞かせていただいております。しかし、いずれにいたしましても、フランス、ベルギー、ルクセンブルクが素早く政府として迅速な処理をしていただけたと私は思っております。

[【平成 23 年 10 月 11 日（火） 閣議後記者会見】](#)

Q：二重ローン対策なのでございますけれども、先週、企業債務買取りの支援機構で与野党合意と（なりました）。これで個人、法人含めまして、二重ローン対策全体像の形ができましたけれども、この全体像についてのご評価と、それに関連しまして3月の震災からここに至るまで7か月余りとなりますが、この政策決定のスピード感についてのお考えをお聞かせください。

- A. 二重ローンについては、今、お話がございましたように、「東日本大震災事業者再生支援機構法案」については、修正に向けた協議が行われていたところであり、先般 20 日、修正事項について三党の実務者間で合意されたものと承知をいたしております。

三党合意においては、確か国が 500 億円ずつ 3 県に出していると思いますが、「『支援機構』と各県の『産業復興機構』との棲み分けを図る」ことが必要だと思っておまして、「現場の混乱を来さないように配慮する」とこととされており、附帯決議案においてもその旨を盛り込むこととされています。

今後、立法府において法案が成立した場合には、こうした考え方を踏まえつつ、各機構において適切な運用が確保されることを期待しております。確かこの後につくるのは、小規模事業者、農林水産業、それから医療福祉事業者等を重点的に対象として、各県の「産業復興機構」と相互補完しつつ支援の充実に努めるということでございます。この前に各県に置いた個人版私的整理ガイドライン運営委員会と、足らざるところを補い合うということが私は大事だろうというふうに思っております。

[【平成 23 年 10 月 25 日（火） 閣議後記者会見】](#)

Q：オリンパスの件なのですが、現在、海外の投資家からも色々と意見が出されるなど、かなり難しい局面を迎えていると思うのですが、大臣は現状をどのようにお考えですか。

A. オリンパス（株）に関し、個別案件でございますから、私からコメントすることは、基本的に市場と行政機関との関係として、差し控えさせていただきたいと思っております。

しかし、一般論として申せば、ご存じのように、やはり市場の公正性・透明性を確保するためには、各上場企業等において企業統治が十分に発揮され、適切な情報開示等がなされることが欠かせないものと考えております。こうした観点から申し上げれば、内外の投資家から寄せられた情報開示の要望に的確に答えていくことは、極めて重要であると考えております。

金融庁としては、東京証券取引所等と連携しながら、今後とも、各上場企業等における適切な企業統治の発揮と、情報開示の確保に努めてまいりたいと思っております。

【平成 23 年 10 月 28 日（金）閣議後記者会見】



【10月の報道発表】

10月3日	アクセス	株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
6日	アクセス	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第3回）議事次第
7日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
	アクセス	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	第10回金融機能強化審査会議事要旨
	アクセス	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催について
11日	アクセス	田原投資コンサルティング株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社サイバー・コミュニケーションズ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	公開買付者との契約締結者からの情報受領者による株式会社ジェイ・エー・エー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	インスペック株式会社株式に係る相場操縦に係る金融商品取引法違反審判事件の第1回審判期日開催について
14日	アクセス	スター為替証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
18日	アクセス	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第
	アクセス	第5回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第
20日	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第5回）議事次第
	アクセス	平成22年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について
21日	アクセス	貸金業関係資料集の掲載について
	アクセス	株式会社ビルウェル証券に対する行政処分について
24日	アクセス	「地方における業務説明会」における説明資料の公表について
	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
	アクセス	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

25日	アクセス	「預金保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
27日	アクセス	「基礎から学べる金融ガイド身につけよう金融知識」及び同ガイドブック「講師用指導マニュアル」について
28日	アクセス	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催について
	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について
31日	アクセス	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間：平成23年7月1日～9月30日)
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ（第6回）議事次第
	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【10月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは10月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ](#)
 ([過去の情報等](#))にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[投資勧誘等にご注意ください！](#)
- ・[パークレイズ・キャピタル証券株式会社に対する行政処分について](#)
- ・[企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議 議事次第](#)
- ・[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- ・[連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の公布について](#)
- ・[東日本大震災 関連情報 金融面の対策に全力を挙げています！](#)
- ・[「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について](#)

以上